

様式1

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和6年6月7日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等	
	<input type="radio"/> 知事	<input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	熊本県	執行機関名 益城町長
3. 市区町村名	益城町	
4. 届出番号	2	
5. 独自利用事務の事例番号	57-1	ひとり親等の医療費助成に関する事務
6. 独自利用事務の対象者	ひとり親家庭等	
7. 番号法第9条第2項の条 例に規定した日	平成27年12月17日	
8. 保護評価の実施の有無	2. 無 ※対象人数が1,000人未満であるため実施は義務付けられない	
9. 評価書番号		
10. 保護評価書の名称		
11. 保護評価書のURLリンク		
12. 委任関係		

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	益城町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		益城町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1第2の項 益城町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第1条	益城町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	全て(児童)は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養成されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その(心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること)その他の福祉を等しく保障される権利を有する。	本町に居住し医療保険各法に加入する(ひとり親家庭等)の医療費の一部を助成することにより健康を保持し、(生活の安定と福祉の向上)を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		益城町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例 益城町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例施行規則